

食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会第1回家畜衛生部会議事録

日 時：平成15年9月22日（月） 13：00～14：30
場 所：農林水産省農林水産省三番町分庁舎 2階大会議室

開 会

○栗本衛生管理課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会第1回家畜衛生部会を開催させていただきます。

私は本部会の庶務を担当いたします衛生管理課長の栗本でございます。今回は、8月7日に第1回消費・安全分科会で家畜衛生部会が設置されましてから初めての会合となりますので、部会長が選出されるまでの間、私が司会進行を担当させていただきます。よろしく願いいたします。

委 員 紹 介

○栗本衛生管理課長 では座らせていただきます。

まず、本日の部会は最初の部会でございますので、お手元にお配りしております資料2の委員名簿にしたがいまして、御出席いただいている委員を御紹介申し上げます。

まず、大木美智子委員でございます。

田嶋尚子委員でございます。

山本豊委員でございます。

その次の梅原宏保委員からは御欠席の御連絡をいただいております。

次に、岡部信彦委員でございます。

小野寺節委員でございます。

柏崎守委員でございます。

喜田先生からは少しおくれるという御連絡をいただいております。

寺門誠致委員でございます。

土井邦雄委員でございます。

林邦雄委員でございます。

端山純子委員でございます。

深澤吉明委員でございます。

藤田陽偉委員でございます。

三瀬勝利委員でございます。

矢野秀雄委員でございます。

吉川泰弘委員でございます。

よろしく願いいたします。

続きまして本日の委員の出席状況について御報告させていただきます。先ほど申し上げましたように、千葉県北部酪農協同組合代表理事組合長の梅原委員につきましては御都合によりまして本日は御欠席との連絡をいただいております。喜田委員がおくれておられますので、委員数16名中、御出席いただいている方は14名でございます。したがって食料・農業・農村政策審議会令第9条の規定によりまして本部会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

消費・安全分科会長あいさつ

○栗本衛生管理課長 続きまして、第1回目の部会ということで消費・安全分科会長に御出席をいただいております。山本消費・安全分科会長よりごあいさつをいただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○山本分科会長 きょうは家畜衛生部会の第1回目の会合ということでございますので、簡単にごあいさつをさせていただきます。

食の安全と安心への国民の関心が高まる中、政府の食品安全行政システムにつきまして大きな見直しが行われたことは皆様御承知のとおりでございます。そうした動向を受けまして、食料・農業・農村政策審議会の中に消費・安全分科会が設置され、食料の消費の改善及び安全性の確保に関する事項につきまして審議を行っております。その消費・安全分科会が去る8月7日に開催されまして、家畜衛生に関する専門的、技術的な調査審議を行っていただくため家畜衛生部会を設置することが決定されました。

委員には、獣医学、畜産関係その他の専門家はもちろんのこと、消費者代表、医学の専門家の方にも御参加をいただいております。科学的な知見を踏まえつつ、多方面からの意見を取り入れ、家畜衛生分野における具体的な施策のあり方について行政に対して提言をしていただければと考えておりますので、どうぞ委員の皆様におかれましては忌憚のない御議論をいただきますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、以上をもってごあいさつとさせていただきます。

○栗本衛生管理課長 ありがとうございます。

消費・安全局長あいさつ

○栗本衛生管理課長 続きまして、中川消費・安全局長からごあいさつをさせていただきます。

○中川消費・安全局長 農林水産省の消費・安全局長の中川でございます。第1回目の家畜衛生部会の開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

きょうお集まりの委員の皆様方には、常日ごろから農林水産行政の実施に当たり何かと御支援、御協力をいただいておりますことを、まずもってお礼を申し上げたいと思います。また、このたびは大変御多忙中にもかかわらず当部会の委員への御就任を快くお引き受けいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、7月1日から国の食品安全行政を実施いたします枠組みが大きく変わりました。これは委員の皆様方も御承知のことかと思いますが、まず通常国会で食品安全基本法が制定されました。国民の健康保護を最優先とした食品安全行政を実施するということがはっきりと明定されたわけでございます。

また、食品安全行政を実施するに当たりましてリスク分析という手法が導入されました。食品安全委員会のもとにリスク評価を行うこと、また、私ども農林水産省なり厚生労働省がリスク管理を実施をするといった役割分担がはっきり定められたわけでございます。また、食品安全委員会なり私ども農林水産省、あるいは厚生労働省が一体となりまして、消費者の方、関係の製造業あるいは流通業界の方を広く含めましてリスクコミュニケーションをしていくと。リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーションと、3つの要素からなりますリスク分析の手法が導入されることになったわけでございます。

こういう中で、私ども農林水産省におきましては、去る7月1日付けをもちまして、従来は産業振興とリスク管理が1つの部局で行われていたわけでありましたが、このたび消費・安全局が設置されまして、もっぱらリスク管理、消費者行政を担う部局として、産業振興の部局とは独立した形で設置をされたということでございます。中央の組織だけではありませんで、私どもには地方に地方農政局、各都道府県に地方農政事務所を設置してございますが、この中でもそれぞれ消費・安全部という部を新しく設けまして食品安全行政を担当することになったわけでございます。

また、7月1日の組織改革に先立ち、これからの農林水産省におきます食品安全行政を実施する大きな枠組みとして「食の安全・安心のための政策大綱」というものを取りまとめました。これは大きな枠組みだけを示したものでありますけれども、7月1日にこの組織ができまして以降、8月の初めには政策大綱の工程表をつくりまして、具体的に何をやるか、いつまでにやるかといったところを取りまとめました。まだ発足して間もないわけでございますので、当面発足以降6カ月間程度のタイムフレームの中でやるべきことを書いたわけでございます。食品安全行政、新しい形で発足をしたばかりでありますけれども、食卓から農場、各段階での食の安全・安心の確保に向けまして、私ども、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

さて、この家畜衛生部会でありますけれども、こういった一連の食料の消費の改善

なり安全性の確保に関します施策のうち、特に家畜衛生にかかわりますもの、家畜伝染病予防法に基づく家畜の飼養衛生管理基準、あるいは特定家畜伝染病の防疫指針などについて御審議をいただくことになっております。各委員におかれましては、国民の健康の保護を最優先とした食品の安全行政の実施に当たりまして各般の施策が効果的に実施されますように、御助言または御意見をいただきたいと思っております。以上申し上げまして、簡単でございますが冒頭のごあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○栗本衛生管理課長 ただいま喜田委員がお出でになりましたので、ここで御紹介をさせていただきますと存じます。

喜田宏委員でございます。よろしく願いいたします。

冒頭のカメラ撮りはここまでとさせていただきますと思いますが、プレス関係の方はおられないでしょうか。

それでは、議題に入ります前に配付資料の御確認をお願いいたします。

資料は、資料1から8まで、それから参考資料といたしまして1から5-2まで。参考資料は番号がついておりませんが、参考資料2の後は動物検疫所のパンフレット、それから「新たな農林水産行政の確立に向けて」というパンフレット、そして「食の安全・安心のための政策大綱」というパンフレットと、「食の安全・安心のための政策大綱工程表」となっております。御確認いただきたいと思っております。

よろしゅうございましょうか。

それでは、本日の取り進め方でございますが、本日の部会は皆様方に委員もしくは臨時委員として御就任いただきましてから初めての会合でございますので、部会長の互選等の所要の手続を行っていただきたいと存じます。1つ目は、食料・農業・農村政策審議会令第7条第3項に基づきます部会長の互選並びに部会長代理の指名でございます。もう一つは、食料・農業・農村政策審議会議事規則第10条の規定に基づきます小委員会の設置を含む家畜衛生部会運営内規の決定でございます。これらを行っていただいた後に、特定家畜伝染病防疫指針の作成及び飼養衛生管理基準の設定などについて御審議をいただきたいと思っております。

部会長互選

○栗本衛生管理課長 初めに部会長の互選でございますが、食料・農業・農村政策審議会令第7条第3項の規定により、家畜衛生部会に属していただいております大木委員と田嶋委員のお二人の互選によってお決めいただくことになっております。事前にお二人のお話し合いによりまして田嶋委員が部会長となつていただく旨伺っておりますので、田嶋委員に部会長をお願いしたいと思っております。

互選により、田嶋委員が本部会の部会長となられましたので、大変恐縮ではございますが、田嶋部会長には部会長席にお移りいただいて、議事の進行をよろしく願いしたいと存じます。

部会長あいさつ

○栗本衛生管理課長 それでは、ここで部会長からごあいさつをいただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○田嶋部会長 家畜衛生部会長に御指名いただきました田嶋尚子でございます。食の安全・安心をめぐるっては、BSE問題を初めといたしまして数々の出来事がございます。こうした中、消費・安全局長のごあいさつにもございましたように、食品安全行政について、食品安全基本法の制定を初めとする大きな見直しが行われたわけでございます。家畜衛生部会は家畜衛生にかかわる調査審議を行う組織として消費・安全分科会に設置されたものでございますけれども、その審議内容につきましては医学、そしてまた人の健康に携わる者としても関心を持ってまいりたいと思っております。このような大任をお引き受けしましたからには、皆様の御協力を賜りながら円滑な部会運営に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく御協力をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

部会長代理指名

○田嶋部会長 それでは早速議事に入らせていただきますが、最初に部会長代理を決めさせていただきたいと思えます。

これにつきましては、食料・農業・農村政策審議会令第7条第5項の規定によりまして部会長が指名することとされております。私からは、家畜衛生の専門家でいらっしゃる柏崎委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでございましょう。

柏崎委員、お引き受けいただけますでしょうか。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

家畜衛生部会運営内規の決定及び小委員会の設置について

○田嶋部会長 次に家畜衛生部会の運営内規の案及び小委員会の設置について御審議いただきたいと思えます。

まず事務局から御説明をお願いいたします。

○栗本衛生管理課長 それでは、資料3をごらんいただきたいと思えます。食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会運営内規の案を用意させていただきましたので、これを読みながら御説明させていただきます。

第一条 食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会の運営は、食料・農業・農村政策審議会令及び食料・農業・農村政策審議会議事規則に規定するもののほか、この内規によって行う。

2 部会の運営に関し、この規定に定めのない事項については、部会長が定めるところによる。

第二条 議事規則第十条の規定により部会に、次の表の上欄に掲げる小委員会を置き、これらの小委員会の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

小委員会は、疾病の防疫指針ですとか衛生管理基準などについて専門的、技術的な御検討をお願いするために4つ置くこととしております。牛豚等疾病小委員会、家きん疾病小委員会、プリオン病小委員会、衛生管理小委員会の4つでございまして。それぞれの所掌事務でございまして、家畜衛生部会の所掌事務のうち、牛豚等、めん羊、山羊などが含まれますが、その疾病に係る専門的、技術的な事項を調査審議すること。そして牛豚等の疾病に係る専門的、技術的な助言を行うこと。それから家きん疾病小委員会は、家きん、これは鶏とかうずらでございまして、家きんの疾病に係る専門的、技術的な事項を調査審議すること。家きんの疾病に係る専門的、技術的な助言を行うこと。プリオン病小委員会は、BSEなどのプリオン病に係る専門的、技術的な事項を調査審議すること。プリオン病に係る専門的、技術的な助言を行うこと。4つ目の衛生管理小委員会でございまして、衛生管理に係る専門的、技術的な事項を調査審議すること。衛生管理に係る専門的、技術的な助言を行うことがそれぞれの所掌事務となります。

第三条以降は小委員会の運営についての規定でございまして、第三条は、小委員会の会議は、部会長が招集する。第四条、小委員会に小委員長を置き、小委員会に属する臨時委員の互選によってこれを定める。第五条、小委員会の議長は、小委員長をもって充てる。第六条、小委員長は、小委員会の会議における審議の経過を部会の会議に報告する。以上でございまして。

○田嶋部会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、何か御意見、御質問などございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

御意見がございませんでしょうでしたら、食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会運営内規に御賛同をいただけたものとして次に移らせていただきたいと思います。

続きまして小委員会の構成でございまして、審議会議事規則第十条に基づき、小委員会に属していただく委員の指名をさせていただきたいと思えます。しかし小委員会

の数が多いこと、それから複数の小委員会に所属していただく場合もございますので、調整に時間を要することも考えられます。そこで事務局の方で案を準備されているとのことですので、それを説明していただきまして、それをもとに皆様の御意見を伺うようにしたいと思います。いかがでございましょうか。

よろしゅうございますか。

それでは配付資料をごらんいただきまして、課長から御説明をよろしく願いいたします。

○栗本衛生管理課長 それでは、ただいまお配りいたしました資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

小委員会に所属していただく委員でございますが、それぞれの小委員会に、ごらんいただいておりますとおり各委員の方々に所属していただいております。また、充実した御審議をいただくために、専門委員の追加任命も予定しておりますので、その所属につきましては追って部会長に御相談させていただきたいと考えております。

○田嶋部会長 いかがでございましょうか。これらの案につきまして御異論がなければ、御了承いただきまして、追って任命される専門委員の所属については部会長に一任させていただくということで進めてまいりたいと思っておりますが、よろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。御異議がないようでございますので、配付されました案のとおり決定させていただきたいと思っております。

家畜衛生をめぐる情勢等について

○田嶋部会長 次に、本部会で取り扱われる分野の現状や諮問事項等につきまして事務局から御説明をお願いしたいと思います。予定されている議事も多数ございますので、簡潔に御説明をよろしく願いいたします。

それでは、初めに資料4の畜産の動向から御説明をお願いいたします。

○伊地知畜産企画課長 生産局畜産部畜産企画課長の伊地知と申します。よろしく願いいたします。座ったままで失礼いたします。

資料4で畜産の動向ということで御説明をさせていただきたいと思っております。時間の都合もございますので、基本的な事項と飼養の動向を中心に御説明をいたします。

まず1ページ。畜産の産出額でございますが、右の表を見ていただきますと2兆4,975億円ということで、米の2兆1,000億、野菜の2兆1,900億を上回って農業総産出額の4分の1強を占める状況になっております。

それから、畜産物の自給率でございますが、13年度の自給率、重量ベースで牛乳・乳製品が68%、肉類全体で53%、そのうち牛肉が36%、豚肉が55%、鶏肉が64%、鶏卵が96%となっております。

2ページを飛ばしまして3ページでございます。乳用牛の飼養戸数・頭数の推移を載せてございます。乳用牛の飼養戸数は、小規模層を中心に減少しており、近年は年率4~5%の割合で減少しております。平成15年2月1日現在で前年比3.9%減の3万戸となっております。一方、飼養頭数は50年代後半以降ほぼ横ばいで推移してきましたが、平成5年以降減少傾向で推移し、平成15年には対前年比-0.4%の171万9,000頭となっております。飼養頭数に比べて飼養戸数の減少が大きいことから、1戸当たりの経産牛の飼養頭数は着実に増加してきておりまして、1戸当たりの経産牛頭数は全国で37.6頭となっております。北海道と都府県では、北海道の方が規模が大きくて54.6頭、都府県が30頭という状況になっております。また、経産牛1頭当たりの乳量は、家畜改良等の効果もありまして着実に増加してきております。

次に5ページ。肉用牛の飼養戸数と頭数の推移を載せてございます。飼養戸数は、乳用牛同様小規模層を中心に減少しておりまして、近年、年率5~7%の割合で減少してきております。平成15年2月1日現在では対前年比で-5.9%の9万8,100戸となっております。飼養頭数は、輸入自由化以降も増加傾向で推移いたしましたが、平成7年以降は緩やかな減少傾向で推移して、平成14年にはわずかに増加いたしましたが、15年度は対前年比-1.2%の280万4,000頭となっております。1戸当たりの飼養頭数は、乳牛同様規模拡大が進展しており、全体では28.6頭という形になっており

ます。なお、肉用牛については子取り用経営と肥育経営が分かれておりまして、9万8,100戸のうち8万4,400戸、8割強が子取り用めす牛を飼っている繁殖の農家であります。一方、肥育の方は1万9,200戸ということで、全体の2割弱という形になっております。もちろん繁殖経営の方が規模が小さくて、1戸当たり7.6頭、肥育牛経営の方は1戸当たり95頭という飼養頭数となっております。

次に8ページでございます。豚の飼養戸数と飼養頭数の推移を載せてございます。飼養戸数につきましては、牛と同様、小規模飼養者層を中心に、年率、かなり高い1割を超える割合で減少が続いてきましたが、9年以降、減少率は鈍化傾向で推移いたしまして、平成15年は対前年比で-5.7%の9,000戸となっております。飼養頭数も減少傾向で推移しており、10年はわずかに増加いたしました。11年以降は緩やかに減少してきております。ただ、15年は対前年比1.2%増の972万5,000頭という形になっております。1戸当たりの平均の飼養頭数でございますが、飼養戸数が急激に減少していることもありまして規模拡大がかなり進んできております。平成15年で1戸当たりの豚の飼養頭数は1,031頭という形になっております。

次に10ページ、鶏でございます。鶏のうちブロイラー、肉用でございますが、飼養戸数は、他の畜種同様、小規模層を中心に減少しておりまして、年率2~5%の割合で減少が進んでおります。平成15年は対前年比2.1%減の2,839戸となっております。一方、飼養羽数は62年以降減少傾向で推移しておりまして、平成15年は対前年比で-1.8%の1億372万9,000羽という形になっております。これも1戸当たりの飼養規模は着実に増加してきておりまして、1戸当たりの平均飼養羽数は平成15年で3万6,500羽という形になっております。

次に12ページでございます。こちらは卵を生産するいわゆる採卵鶏の飼養戸数と羽数の推移でございます。これも飼養戸数は小規模層を中心に年率4~5%の割合で減少しておりまして、平成15年の2月1日では対前年比4.2%減の4,300戸となっております。飼養羽数は、6年以降ほぼ横ばいで推移してきましたが、11年以降わずかに減少いたしまして、平成15年では1億3,700万羽という形になっております。これも規模拡大が進んでおりまして、1戸当たりの飼養羽数は3万1,600羽という形になっております。

以上、飼養動向を中心に御説明をいたしました。

○田嶋部会長 ありがとうございます。

続きまして、資料5の家畜衛生をめぐる情勢、資料6の食品の安全性確保のための農林水産省関係法律の整備に伴う家畜伝染病予防法の一部改正について御説明をお願いいたします。

○栗本衛生管理課長 それでは資料5をごらんいただきたいと思っております。家畜衛生をめぐる情勢の概要について御説明させていただきます。

まず1ページ目でございますが、国内の防疫対策についてでございます。家畜伝染病予防法という法律によって対策をとっております。この法律は家畜の伝染性疾患の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図ることを目的としております。そして国内における家畜の伝染性疾患の発生を予防するため、届出、検査ですとか、また国内における家畜伝染病のまん延、広がることを意味しておりますが、それを防止するための届出、殺処分などについて規定しております。さらに、国際流通に起因する家畜の伝染性疾患の伝播を防止すること、海外からの侵入を防止するための動物検疫についても規定されております。

右側に家畜防疫体制の仕組みについてお示ししております。農林水産省衛生管理課、都道府県畜産主務課、家畜保健衛生所、関係機関、臨床の獣医師の方々、連携をとって取り組んでおります。下の方に家畜保健衛生所等の推移についてまとめてございますが、家畜保健衛生所は、平成14年、全国に181カ所ございまして、2,427人、うち獣医師2,082名の体制で家畜の伝染病の発生予防、まん延防止に当たっております。

次のページをごらんください。家畜伝染病の発生状況についてでございます。右の表をごらんいただきたいと思っておりますが、真ん中より少し下のところに伝達性海綿状脳症(牛)とございます。BSEのことでございます。平成13年3件、14年2件、15年2件となっております。そのほか、上の方に行きまして流行性脳炎(豚)、これは日本脳炎でございますが、14年に4件、そして牛のヨーネ病、鶏のニューカッスル病な

どの発生がございませう。15年の数値は5月までの累計の件数でございませう。

また、海外、北米においてウエストナイルウイルス感染症が流行してございませう。この病気、下の方に書いてございませうが、日本脳炎にとてもよく似た病気でございませう。蚊が媒介いたしませう。この病気が北米で流行してございませうので、馬の輸入条件の強化、あるいは家きん類の検査による侵入防止対策を実施することと、もし発生がであった場合に備えて家畜防疫対応マニュアルを策定し防疫対策を徹底してございませうところとございませう。

次のページをござらんください。家畜の保健衛生関係でございませう。消費者の方々に安全・安心な畜産物を供給できるように、食品工場などへの導入がございませう。HACCPの考え方を取り入れた衛生管理手法、HACCP方式とございませうが、この導入・普及が重要とございませう。昨年9月に「衛生管理ガイドライン」を作成いたしませう畜産農家への普及・定着を推進してございませうところとございませう。「衛生管理ガイドライン」につきませうは左の下の方に書いてございませうが、日常的な飼養管理の中で、食中毒の病原体などの危険因子の侵入を効率的・効果的に防ごうために、重点的に実施すべき作業、その実施方法を定めたものでございませう。これらの飼養管理が適切に実施されてございませうことを確認できるように、検査の方法ですとか記録の方法などを定めてございませう。

それから、(2)のところとございませうが、動物由来感染症につきませうも大変関心がございませう。動物が人に病気をうつすことのないように、厚生労働省と十分な情報交換をございませうしながら対応してございませうところとございませう。

次のページをござらんください。BSE対策の推進状況とございませう。平成13年9月10日に1頭目の患畜が確認されませう、翌月、10月18日からと畜場におけるBSEの全頭検査の体制が整い開始されてございませう。これは今も続けられてございませう。同時に、目や脳などの危険部位につきませうは除去して焼却するといふ措置が続けられてございませう。

BSEの感染経路の遮断とございませうが、肉骨粉等の飼料・肥料としてのすべての国からの輸入、あるいは国内における製造・出荷を一時全面的に停止してございませう。その後、国内の肉骨粉等の取り扱いにつきませうは、科学的見地から感染源となり得ないとされたものにつきませうは随時見直しを実施してございませうところとございませう。

3番目は感染源・感染経路の究明とございませうが、これまでの調査によりイタリアから輸入された肉骨粉、配合飼料工場での肉骨粉の混入、全例に共通して給与されてございませう代用乳の原料となつてございませうオランダ産の動物性油脂等に可能性が絞られてきてはございませうすけれども、感染源・感染経路の特定には至りませうで、昨年11月にBSEに関する技術検討会の下に疫学検討チームを設置いたしませう、専門家により疫学的な見地からの可能性の評価・分析を実施してございませうところとございませう。今月中をめでとに取りまとめてございませうと予定とございませう。

4つ目は死亡牛の検査とございませう。と畜場においては全頭検査がございませう行われてございませうすけれども、病気や事故で牧場で飼われてございませううちに死んでしまふ牛も少なくないわけとございませう。そういう牛について調べて、どのぐらい病気が牛に広がつてございませうか確認する必要があるとございませうので、死亡牛についても届出をして検査をするところとございませう。平成15年9月末現在とございませうなつてございませうが、7月末にはこの体制とございませうなつてございませう。36都府県で既に全頭検査が実施されてございませう。

右側にはこれまでの患畜7頭についてまとめてございませう。

次のページをござらんください。豚コレラの撲滅対策についてとございませう。豚コレラは強い伝染力で致死率もかなり高い病気でございませう。養豚を脅かすウイルス病とございませうが、人にはうつらない病気でございませう。この病気、ワクチンを打つて予防してございませうまいりませう、平成5年以降発生がないといふことで、養豚先進国で既に行われたと同様にワクチンを用いない防疫体制への移行を目指し、平成8年度から撲滅対策を開始してございませう。

右に進捗状況をお示してございませうが、ワクチンの接種を徹底して清浄性の確認・監視をするといふ第1段階、都道府県ごとに接種を中止するといふ第2段階を経まして、平成12年10月からは全国的に、原則ワクチン接種を中止するといふ第3段階に入つてございませう。接種をする場合には都道府県知事の許可が必要であるといふ取り扱いとございませう。これとあわせませう、豚コレラが発生していなくてもワクチンを

打っている国や地域からの豚肉などの輸入は制限をしております。

それから、万一の発生に備え、経営支援のために補助制度を創設すること、あるいはワクチンの備蓄なども行っております。

最終発生から既に10年が経過しております、全国的にワクチン接種を中止してから2年半、間もなく3年がたとうとしております。95%の農家では既にワクチンを打たないで豚を飼っているという状況になっております。その中で異常は認められておりません、我が国は豚コレラについて清浄であると判断できる段階になっていると考えております。早期の全面中止、撲滅確認ができるように取り組んでいるところでございます。

次のページをごらんください。6ページ目は国際防疫対策についてでございます。海外からの疾病の侵入を水際で防ぐために動物検疫を実施しております。目的、業務内容のところにございますけれども、「家畜伝染病予防法」に基づき、動物、畜産物等の輸出入検査を実施しております、合格すれば通関ができますけれども、だめならば殺処分・焼却・消毒等の措置をするということでございます。それから、「狂犬病予防法」に基づく犬等の輸出入検査、それから「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づくサルの輸入検疫を実施しております。これにより狂犬病あるいはサルを介してエボラ出血熱やマールブルグ病が侵入することを防いでおります。最初の対応は畜産の振興を図ること、2つ目と3つ目の対策は公衆衛生の向上を目的にしております。

動物検疫の実施体制でございますが、動物検疫所は平成15年現在、横浜に本所がありまして、全国に6支所、17出張所を設置しております。299人の家畜防疫官を配置して動物検疫に当たっております。先ほど御紹介いたしました、パンフレットもお手元にお配りしておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

次のページをごらんください。7ページ、海外のBSEの発生に伴う措置でございますが、BSEの侵入防止のために2001年の1月以降、EU諸国等BSEの発生国からの牛肉・肉骨粉等の輸入を停止しております。我が国における発生の後、2001年の10月以降は、すべての国からBSEの感染源とされている肉骨粉について輸入を停止しております。

本年5月20日にカナダにおいてBSEが発生いたしました。このことを受けて我が国は直ちにカナダからの牛肉等の輸入を停止いたしまして、その後、カナダからは再三にわたって輸入再開についての要望がなされておりますが、輸入の停止を続けております。米国産の牛肉等についてでございますが、アメリカはカナダからの牛肉の輸入を再開しておりますが、事前に十分な協議を重ね、米国政府は新しく牛肉輸出証明プログラムというものを設けて、米国から日本に輸出される牛肉にはカナダからの牛肉が混ざらないような措置を講じているところでございます。

8ページをごらんください。高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う措置でございます。この病気は、右側の②のところがございますけれども、鶏、あひる、七面鳥、うずらなど、鳥の病気ということで、人にはうつらないとされておりましたけれども、近年、人への感染の報告がございまして注目されているものでございます。日本では、④のところにありますが、1925年、大正14年に発生があった以降、発生はございません。

ただ、世界的には、米国、中国、そのほか、(3)のところがございますけれども、香港、マカオ、デンマーク、イタリア等あちこちで発生をみております。我が国ではその都度、家きん肉等の輸入を停止いたしまして、清浄化が確認されれば解除していくという措置をとって侵入防止に万全を期しているところでございます。

9ページをごらんいただきたいと思っております。海外の口蹄疫の発生に伴う措置でございます。口蹄疫は牛や豚などひづめが2つに分かれている偶蹄類という動物の病気でございます。一般的に人にはうつらないとされております。世界の発生状況、地図がございまして、この絵の中で白いところが発生国でございます。色のついているところが発生のない国ということで、我が国でも平成12年の3月に92年ぶりという発生をみたわけですが、その年の9月には清浄化をしているということで、今は発生がございません。ただ、日本のすぐ近くにも広い範囲に常在している国がございまして、水際での侵入防止を徹底しているところでございます。

最後のページでございますが、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する

特別措置法の概要をお示ししております。牛肉のトレーサビリティ法とされている法律でございます。これはBSEの牛が出たときなどにすぐに出身地を探し出せる、あるいは同居していた牛を探せるように、そのことによりまん延防止措置の的確な実施ができるように、そして牛肉の安全性に対する信頼性を確保するための制度でございます。

右側に仕組みをお示しておりますが、生産者は子牛が生まれますと報告をいたしまして、個体識別番号のついた耳標を子牛の耳に装着をすることになります。その後、牛が移動するたびに届出をして、と畜場に送られて処理された後、個体識別番号が表示されまして食肉小売業、スーパーやお肉屋さんの店頭並び、消費者の手に渡るまで個体識別番号が表示されていくという仕組みでございます。消費者はインターネットによって、その牛肉がどこで生まれた牛の肉なのかといったことをお調べにすることができるという制度でございます。その表示が正しいかどうかにつきましては、DNA鑑定によって確認をすることにしております。この仕組みにつきましては、生産段階、と畜場まではことしの12月1日から、その先の牛肉への表示などの規定につきましては来年の12月1日に施行されることになっております。

続きまして資料6をごらんいただきたいと思っております。さきの通常国会において行われました食品の安全性確保のために行われた家畜伝染病予防法の一部改正について、概要を御説明させていただきます。

BSEの発生を受けまして、「BSE問題に関する調査検討委員会」、いわゆる第三者委員会と言われておりました委員会などから厳しい御指摘をいただきまして、食品安全行政について抜本的に見直すために食品安全基本法が制定され、内閣府に食品安全委員会が設置されたのは御承知のとおりでございます。食品の安全性の確保のためには、農林水産物の生産段階においても万全の措置を講ずる必要があることから、肥料、動物用医薬品、農薬、飼料などについて規制している法律とともに、家畜伝染病予防法につきましても、ここにごさいますような3つの観点から所要の改正が行われたものでございます。生産資材の安全性の確保及び飼養の適正化の徹底とございますが、家畜の場合、家畜の飼養段階における安全性の確保の徹底というふうに御理解いただきたいと思っております。2番目の事故発生時における対応措置の拡充でございますが、これは伝染病発生時の対応措置の拡充ということでございます。

具体的な改正の概要でございますが、2のところにもまとめてございます。1つは衛生管理基準の策定です。家畜の飼養段階での衛生管理を徹底して、伝染性疾病の発生を抑制するため、衛生管理の適正化のための基準を策定して、家畜の所有者にこの基準の遵守を義務づけることとしたというのが1点目でございます。2点目は防疫マニュアルの策定で、口蹄疫やBSEのように重大な家畜伝染病につきましては、農林水産大臣があらかじめその発生の予防、まん延防止のために講ずべき措置に関する指針を策定しておくこととされております。3点目は厚生労働大臣との連携の強化でございますが、届出伝染病の中には人畜共通の伝染病も含まれているという観点から、伝染病の指定解除に当たっては厚生労働大臣の意見を聞かなければならないこととされております。4点目は食料・農業・農村政策審議会への諮問でございます。伝染病の指定とか防疫マニュアルの策定、基準の策定等を行うときには審議会の御意見を伺うこととされておまして、この家畜衛生部会で御審議をお願いすることとなります。そのほかに、先ほど高病原性鳥インフルエンザについて御説明させていただきましたが、これは以前「家きんペスト」と言っておりました。国際基準との整合性を踏まえて、不必要な誤解を与えないようにという観点から、名前を変えるという改正も行われております。

以上でございますが、本日は消費・安全局長のほか、消費・安全局の斎藤参事官、佐藤消費・安全政策課長、先ほど御説明いたしました伊地知畜産企画課長、それから衛生管理課の境薬事・飼料安全室長も出席しておりますので、御質問等がありましたらお答えしてまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○田嶋部会長 どうもありがとうございました。

大変膨大な資料につきまして御説明いただきました。いろいろ御議論などあるかもしれませんが、それは議題10で一括して設けたいと思っておりますので、今御説明のありました事項につきまして、特に御質問の事項などございましたらお受けしたいと思っております。

○大木委員 大変素朴な質問で恐縮なんですけれども、資料5の2ページで主な家畜伝染病の発生の御説明がございましたけれども、ここに書いてある伝染病は人間にうつる伝染病なのかどうか、日本脳炎とか高病原性鳥インフルエンザ、これは御説明がありましたけど、そのほかのことで、これは人間にうつるものなのかなと思いましたがことと、5ページの豚コレラの撲滅対策のところ、95%の農家が中止しているということでございますけれども、原則としてそうするということですが、残りの5%はなぜいまだにやっているんでしょうかということ。

それから、6ページの輸入の検査件数の推移というところで、大体横ばいというふうになっていきますけど、14年に検査件数が減少していますね。これはどうしてなのでしょうかとことと、もう一つ、資料4の5ページで、経営動向のところ、子取り用のめす牛の御説明もございましたけど、これは1戸当たり平均ということですが、日本の国でどういう地域が一番子取りのところをやっているのかなという、本当に素朴な質問で恐縮なんですけど、そこが知りたいと思しますのでお願いいたします。

○田嶋部会長 ありがとうございます。

いろいろ御質問いただきましたが、最後の方から始めたいと思います（笑声）。畜産の動向についての御質問ですが、畜産企画課長、よろしくお願いたします。

○伊地知畜産企画課長 今、資料を調べようと思っていたんですが（笑声）、大体の感じでお答えしますと、子取り用めす牛は鹿児島、宮崎が多く飼われております。肉用牛でございますので、いわゆる黒毛和種という肉専用種でございます。それが南九州の方が多し。最近では北海道もふえてきておりますけれども、酪農は北海道、肉用牛は南九州という形で、鹿児島県が一番多くて、次が宮崎県と。

○大木委員 沖縄というのも入るんですか。

○伊地知畜産企画課長 沖縄は最近ふえてきております。特に離島を中心に、放牧とか、粗放的な飼いで、頭数も最近ふえてきています。どれだけ飼われているかという数字は、すぐ調べます。

○大木委員 牧草の関係とか、消費地からはるかに遠いとかいうところが子取りというものを飼っていると思っていんでしょうか。

○伊地知畜産企画課長 繁殖経営自体が、肥育牛とかそういう経営に比べて少し手間がかかるわけですね。子供を生産するというところで、こういう言い方をするとあれですけど、子供を産んでもらうためには肥育よりは技術を要する。発情適期を見つけて的確に種をつけないとなかなか妊娠しないと。子供もちゃんと育てなくちゃいけないということもあって、少し手間がかかるので、規模が大変小さいというのが現状でございます。さっき言ったように7.6頭しか飼われていない。

大部分が高齢者の方が飼っております。ただ、最近では小取り用繁殖につきましても技術が進歩しまして、保育ロボットとかいうのが出まして、100頭ぐらいを飼育できるような……。7.6頭飼っただけでは生計が成り立ちませんので、複合的にやっておられるとか、年をとった後、小遣い銭稼ぎに飼っているとか、そういう形で戸数も多いわけですが、最近100頭ぐらい飼える技術が出てきていまして、これからはそういうことも推進していこうと考えております。

○田嶋部会長 それでは、家畜衛生をめぐる情勢に関して3つ4つ御質問いただきました。これは衛生管理課長からよろしくお願いたします。

○栗本衛生管理課長 それでは資料5の2ページについての御質問につきまして、人にもうつる病気といわれておりますのは、上から2つ目の流行性脳炎、日本脳炎でございます。これが人獣共通伝染病とされております。その次の炭疽、結核病、それから伝達性海綿状脳症、BSEですね、これが人獣共通。一番下の高病原性鳥インフルエンザ、これにつきましても近年、人に影響が出たという報告がなされております。

それから、豚コレラについて5ページのところで御質問をいただいた件、95%は注射してないけれど、5%はなぜ打っているのかということですが、近くの国で発生しているということがございまして、万が一発生したら心配だという不安からやめられない方がまだいらっしゃる。

○大木委員 信用してないということですか。

○栗本衛生管理課長 やはり万が一出たらどうしようということがあって、今、私も、野生のイノシシなどの調査もしてございまして、野外にウイルスがないことを確認

している。多くのところはかなり長い期間にわたってワクチンを使わないで飼っていると。それでも異常がないということをお説明して御理解を求めているところでございます。

もう1点、6ページの輸入検査件数でございますが、14年に少し減っていると。これは、詳しいことはわかりませんが、BSEの発生の関係でミール類をとめたということがありまして件数が減っているのではないかとということでございます。

○田嶋部会長 大木委員、よろしゅうございますか。

○大木委員 はい。

○田嶋部会長 そのほか、御質問ございませんでしょうか。

○伊地知畜産企画課長 補足でいいですか。

○田嶋部会長 どうぞ、お願いいたします。

○伊地知畜産企画課長 子取り用めす牛は63万6,000頭飼われていまして、そのうちの約2割、12万4,000頭が鹿児島です。2番目が9万4,600頭で、宮崎県です。3番目が北海道で6万頭でございます。先ほどの沖縄は4番目で、4万6,400頭という数字になっております。

○大木委員 ありがとうございます。

○田嶋部会長 ほかに御質問がないようでございますしたら次の議題に移らせていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

諮問及び関連資料説明

○田嶋部会長 それでは、次に農林水産大臣からの諮問事項であります「特定家畜伝染病防疫指針」の作成及び「飼養衛生管理基準」の設定について御議論をいただきたいと思っております。まず事務局から資料の説明をお願いいたします。

○栗本衛生管理課長 それでは諮問事項につきまして御説明をさせていただきます。

資料7が諮問の文章でございます。諮問事項は、「記」のところでございます「特定家畜伝染病防疫指針」の作成についてと、「飼養衛生管理基準」の設定についての2つでございます。

資料8で少し詳しく御説明をさせていただきます。基本的な考え方でございますが、特定家畜伝染病防疫指針、先ほど防疫マニュアルと御説明をしたところもございましたが、正式には特定家畜伝染病防疫指針ということになります。平成13年、BSEが発生いたしましたときに、国内で初めての発生であったということで、具体的な対策の知見が足りなかった、また実際の発生を想定した緊急対応マニュアルがなかったことから、初動対応が不十分で必要以上に混乱を招いたと指摘されております。このため、特に総合的に発生の予防、まん延の防止のために措置を講ずる必要のある家畜伝染病に関して、国、地方公共団体、関係機関等が連携して取り組む家畜伝染病の発生予防、まん延の防止等の措置を講ずるための指針を、あらかじめ審議会の御意見を伺ってつくって公表しておくこととされております。

指針を作成すべき疾病でございますけれども、これにつきましては、行政がその裁量で省令で定めることとされております。家畜伝染病予防法の施行規則という省令に定めることとされております。下に記載してございますが、当面、口蹄疫、牛海綿状脳症（BSE）、それから高病原性鳥インフルエンザの3疾病を考えております。そのほかの疾病につきましては、これら3疾病の指針ができた後に順次御検討いただきたいと考えております。

それぞれの疾病について簡単に書いてありますが、口蹄疫は空気伝播が認められるなど非常に伝播力が強い病気でございます。このまん延防止措置の成否いかが牛や豚の家畜生産に甚大な影響を及ぼすということで、これは人に影響のある病気ではございませんけれども、対象にしておく必要があると考えております。次のBSEにつきましては、もう御承知のとおり今般の法改正の契機ともなった疾病ということで、極めて重要であると考えております。それから高病原性鳥インフルエンザでございますが、これは養鶏経営にとって非常に影響が大きいことに加え、人畜共通感染症として注目されつつあることから、この3つの疾病を考えております。

今のページに訂正がございます。2の(1)の口蹄疫のところですが、「平成12年に93年ぶりに」と書いてあります。これは「92年」の間違いでございます。おわびして

訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

次のページに飼養衛生管理基準の設定についてお示ししております。食品の安全性を確保する観点から、家畜の生産段階から消費の段階に至るまでの各段階で、総合的に病源微生物等のリスクによる影響を抑制することが必要だとされております。そのため、家畜の所有者、農家の方々が衛生管理を徹底することで病源微生物の侵入防止ですとか汚染の低減を図って病気の発生を予防できるように、農林水産大臣が、特定の家畜についてその飼養に係る衛生管理の方法に関して基準を、あらかじめ審議会の意見を聞いて省令として定めておき、この基準を生産者の方々に遵守していただくことを義務づけることとされております。また、その実効性を確保するため、この基準に違反している農家の方々に対しては、まず都道府県の知事が遵守すべき事項を定めて勧告をして、さらに、勧告に従っていただけない場合には、当該勧告に従うべき旨の命令をすることができることとされておきまして、この命令にも違反した場合には罰則、罰金30万円ということになります。

この基準を定めるべき家畜の種類でございますが、我が国の畜産経営における重要な家畜となりますと牛、馬、豚、鶏などが挙げられるわけでございますが、食品の安全性の確保という観点からは、特に牛と豚と鶏の生産段階での衛生管理の徹底を進めるということで、この3つの畜種について基準を定めることとされて、これにつきましては家畜伝染病予防法施行令、政令第2条に定められております。

前のページの防疫指針の作成と、今御説明いたしました衛生管理基準の設定について、この2つが諮問事項でございます。以上でございます。

○田嶋部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました内容につきまして、また先ほどの家畜衛生をめぐる情勢などとあわせまして、御質問、御議論などがございましたらお受けしたいと思っておりますが、まず、ただいまの御説明につきまして御質問はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

この基準でございますけれども、施行はいつごろをめどになっておりますか。

○栗本衛生管理課長 基準につきましては、小委員会の方で御議論いただきまして、パブリックコメントも必要だと考えております。それを踏まえまして、もう一度部会の方にお諮りをして、年度内にはと考えております。

○田嶋部会長 ありがとうございます。

そのほか、よろしゅうございませうか。御討論、御議論などございませんでしょうか。

特にございませんようでしたら、ただいまの諮問、特定家畜伝染病防疫指針の作成につきましては、疾病ごとに、牛豚等疾病小委員会、家きん疾病小委員会及びプリオン病小委員会に作業を進めていただきたいと考えております。また、飼養衛生管理基準の設定につきましては衛生管理小委員会で作業を進めていきたいと考えておりますが、いかがでございませうか。

よろしゅうございませうか。

ありがとうございます。それでは各小委員会に所属される方々にはこれから御苦労をおかけいたしますが、審議のほどをどうぞよろしくお願いいたします。

今後の部会及び小委員会の運営について

○田嶋部会長 続きまして、今後の審議会の進め方について御相談したいと思うのですけれども、事務局の方で何かお考えがございましたらお示しいただけますか。

○栗本衛生管理課長 ただいま少し申し上げてしまいましたけれども、家畜衛生部会及び各小委員会の審議スケジュールにつきましては、本日、第1回の家畜衛生部会におきまして小委員会設置の御了承をいただきましたことから、10月中を目途に小委員会を開催いたしまして御審議をいただきたいと考えております。小委員会での御意見がまとまりましたら、それぞれの基準、指針等を取りまとめてパブリックコメントを行って、第2回の家畜衛生部会を開催していただきたいと考えております。

時期といたしましては、年明けに小委員会からの御報告等を行っていただいておりますかと考えております。事務局の希望といたしましてはそのように考えております。

○田嶋部会長 ただいま事務局から審議のスケジュールについての希望が出されましたが、これでよろしゅうございますか。

特に御異論がなければそのようにさせていただきたいと思います。

そ の 他

○田嶋部会長 いろいろ御質問をいただきましたけれども、少し予定より早いんですけれども、よろしいんでしょうか。

○大木委員 よろしいですか。その他のところでちょっと教えていただきたいと思ったんですけど、昨日の新聞を見ていましたら北海道で羊のスクレイピーが出たと出ていまして、そこに3歳と書いてあったんです。それで、焼肉屋さんで焼肉をするときには一体何歳の羊が出回るのかなと思ひまして、ここで言うのもおかしいかもしれませんが、どういう年齢のものが焼肉屋さんに出回るのか、消費者として知りたいなと思ったんですけれど。

○栗本衛生管理課長 まず、スクレイピーは人にはうつらないということを御理解いただきたいと思います。ラムという羊肉、これは6カ月ぐらいの若い肉です。

○伊地知畜産企画課長 詳細は承知してないんですけれども、牛肉が自由化されるまではよく羊を食べていたんですけれども、牛肉が自由化されたらほとんど牛肉の方に行きまして、羊は、北海道とか、地域的にはかなり食べられているんですけれども、消費量はかなり減っております。

それで、今言いましたように、ラムは6カ月以内、マトンというそれ以上のものがありますけれども、余り食べられていないんじゃないかなと思っています。正確にどれだけ食べられているかという数字は今持ち合わせていません。

○大木委員 3歳というのほとんどないということでもいいんですね。

○深澤委員 北海道の深澤でございます。

今のお話、十勝管内で出たスクレイピーのめん羊は3歳、36カ月ちょっとぐらいだと思います。これは繁殖用に使っていためん羊です。もう2産目、多分取った形のめん羊です。

通常、ラムと言われる部分とマトンと言われる部分、お話がありましたけれども、国内で消費されている国内産のラム、マトンは本当に微々たる量で、高給肉ですから、課長に反論するわけではないんですけれど、そんじょそらの牛肉どころじゃない、少量かつ……。ということです。

そこでは86頭の経営をやっている、繁殖をやっている、3歳以上のものもおりました。繁殖です。通常、繁殖に使われた3歳とか5歳のめん羊については、まず商流しないと思います。一般の商流の形でお肉屋さんに乗ることはまずあり得ないと御承知ください。

○大木委員 ありがとうございます。

なぜかという、こういう新聞というのは消費者は敏感に見るんですね。そうしますと、観光地に行って食べたとしますね。私が食べた肉は3歳……。そういうものじゃないですよというのが載っていれば、情報があればそういうことは思わないんですね。これだけを見て敏感に消費者というのは反応しますから、それで心配になるということがありますのでお聞きいたしました。ありがとうございます。

○矢野委員 今の羊の話ですけども、羊の肉骨粉を牛に食べさせるかどうかというところを一番気をつけなければいかんので、消費者の方々にはマトンを食べても大丈夫ですよ。今の科学的知見では。そういう情報をもっと流していかなければいかんと思うんです。危ないところと、間違った解釈というんですか、そのところをきちり分けて情報を流していくことが大事かなと思います。日本では羊の肉骨粉というのは牛のえさにはしていないと私は理解していますけれど、それがあると大変なことになります。

○小野寺委員 羊のマトンのことですけど、日本では90%輸入していて、オーストラリアとか、あの辺が一番多かったんじゃないかと思うんです。そういうことで、あそこにスクレイピーがなかったということがありますし、もう一つ、確かに今回は3歳か4歳の羊ですけど、スクレイピーは一般に3歳か4歳ぐらいで出るんですけれども、少数ながら1歳を切って出ているのもいないことはない。しかし、日本ではほと

んど食用にされていないということになっています。

○田嶋部会長 そのほか何かございますか。

○栗本衛生管理課長 羊の肉骨粉は、牛の肉骨粉と一緒にすべて焼却されておりますし、この羊につきましては全部焼却されておりますので、御安心いただきたいと思えます。

○大木委員 こういうところでお話を伺うと、「ああ、そうか」と思うんですけども、これは大丈夫ですよと言われても消費者は、どういうことで大丈夫ですよという説明がつくと納得いくんですけども、「これは大丈夫なんですよ」と、それだけ言われても納得しないというふうになっていきますので、情報というものは、こういう状態ですよと丁寧に流していただくことをこれからもお願いしたいと思えます。

○中川消費・安全局長 特に申し上げることではないかと思えますけれども、新しく消費・安全局ができて、食品安全行政を行うに当たっては、消費者の方々だけではありません、関係の業界も含めてでありますけれども、情報開示はきちっとすること、また、それに伴いまして消費者の方からいろいろな意見をいただいた場合には、できるだけそれを施策に反映をしていく、この双方向の情報のやりとり、御意見の交換を通じて食品安全行政をより確かなものにしていくというのが、これから行政をやっていく上で一番大事な点の1つかと思っております。大木委員からお話がありました情報を提示するときに注意すべきこと、改めて心にとめてやっていきたいと思えます。

○田嶋部会長 最近、消費者の方はホームページなどをよく見ますね。ですから、官庁のホームページなどにもそのような情報を流していただけるとよろしいかと思えます。

そのほか。

○林委員 ちょっと戻っちゃうかもしれないんですが、せっかくの機会ですので。

先ほど大木委員から、豚コレラのワクチンを使わない、まだ5%の農家がそれができないということで、その理由の質問があったんですが、究極の安全対策というのは病気の撲滅だと思えますね。養豚関係では豚コレラという病気を撲滅しようということで追い詰めたんですけども、まだ5%打っている人がいて、万一自然感染があった場合に、初動体制といいますか、そのときに非常に大きな妨げになると思えますね。そういうところが、ほとんどの人はわかっているんですけども、ほんの一部の無理解者のために最後の1つが詰められないという状況だと思えますね。今回こういう会ができて、消費者からそういう意見があるということが非常に大きな貫徹するための力になると思えますので、ぜひ御協力をお願いします。以上です。

○岡部委員 委員会で伺うようなことではないのかもかもしれませんが、家畜伝染病について幾つか発生件数が出ていますけれども、家畜伝染病というのは発症したものを届けるんでしょうか。それとも、その疑いがあった場合、あるいは病原体だけが出た場合、あるいはそれぞれの病気によってそういう規定があるんでしょうか。

○栗本衛生管理課長 3点目でございます。それぞれの病気によって診断基準が決まっておりますので、それに該当した場合に……。

○岡部委員 もう一つの質問は、人の方ではうつる病気については全部「感染症」という言葉を使っています。こちらでは感染症という言葉も入っていますが、家畜伝染病は主に伝染病を使っていますし、大体が「伝染病」という言葉のようです。「伝染病」と「感染症」という言葉の使い分けというのは何かやっていらっしゃるんでしょうか。いろいろな病気について厚生労働省とのやりとりが必要だというときに、定義の問題でずれてしまうことが出てくるのではないかという危惧を持ったのですが。

○栗本衛生管理課長 明確な使い分けについては検討していないと思えます。今の御意見を参考にさせていただいて、今後検討させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○田嶋部会長 よろしゅうございますか。この点については農水省の方で詰めていただいて、この委員会でお話ししていただくということにいたしましょう。

そのほかございませんでしょうか。

きょうは非常に順調に議事を進行させていただいております、まだ時間はございます。今後、小委員会が立ち上がって、それぞれ御検討いただくわけですが、その前に共通の認識、あるいは問題点として挙げるべきことがあればここで御発言いただき

ましてと思いますので。

○端山委員 繰り返すようなこととなりますが、私どもは、消費者活動としまして、食の安全に関する食品の表示の問題に対する調査とか、消費者の意識調査などいろいろやっておりますが、残念ながら食品の安全に関しての信頼はまだ回復されていないだけでなく、偽装偽装と次から次へと出てくる企業姿勢に対しての怒りとか、不安感とか、そういうものをいっぱい持っております。

消費者はこのごろ、ただ困った困ったではなくて、自分たちも勉強して正しい知識を身につけて、その目で本質を見極めて、大事な食の問題が、一日も早く安全な世の中になるように自分たちもやらなければいけないという意識が大変強くなってまいっておりますから、このような取り組みが消費者に正しく伝わり、そして消費者も一緒になって安全を早く得るようにするために、私は台所をあずかる主婦として消費者の視点から、どうやったら消費者にわかりやすく伝わるかというような点で一生懸命考えさせていただきたいと思っています。小委員会におかれましても、私ども消費者に出来るだけわかりやすいように考えていただければ大変ありがたいと思っております。

○田嶋部会長 大変貴重な御意見ありがとうございました。そのような消費者からの意見を伺って審議していこうと、そういう考えから特に消費・安全分科会が立ち上がったし、また、小委員会なども設置されていくことになっておりますので、委員の先生方におかれましては、ぜひ忌憚のないお考え、御意見をそれぞれの委員会に反映させ、この部会でも御発言いただきたいと思っております。

事務局から御発言ございますか。よろしゅうございますか。

そのほかいかがでございましょうか。

よろしゅうございましょうか。

ほかにございませんようでしたら、このあたりで終わらせていただきたいと思います。本日の議論の結果を踏まえまして、今後、事務局の方で作業を進めていただきたいと思います。

事務局から連絡事項がございましたらよろしく願いいたします。

○栗本衛生管理課長 先生方、熱心に御議論をいただきましてどうもありがとうございました。今回の貴重な御意見を踏まえまして、これから防疫指針、衛生管理基準の策定作業に入っていきたいと思っております。

小委員会での御議論の状況等につきましては、適宜御連絡をさせていただきたいと思っております。なお、次回の家畜衛生部会の具体的な日程につきましては後日御連絡を差し上げたいと思っております。大変お忙しい中とは思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○田嶋部会長 本日予定いたしました議事はすべて無事終了いたしました。どうもありがとうございました。これをもちまして食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会第1回家畜衛生部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。